

総務環境常任委員会会議記録

日 時 令和3年9月16日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第1・第2委員会室

午前11時16分 散会

付託事件

議案第80号、議案第87号(ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く)、報告第48号(ただし、別表中歳出を除く)、報告第49号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例
- ② 議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算(第5号)(ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く)
- ③ 報告第48号 専決処分について(令和3年度水戸市一般会計補正予算(第4号))(ただし、別表中歳出を除く)
- ④ 報告第49号 専決処分について(水戸市手数料条例の一部を改正する条例)

2 出席委員(6名)

委員長	高倉富士男君	副委員長	佐藤昭雄君
委員	田中真己君	委員	大津亮一君
委員	栗原文隆君	委員	福島辰三君

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	田尻充君		
市長公室長	小田木健治君	秘書課長	篠原芳之君
政策企画課長	宮川孝光君	情報政策課長	北條佳孝君
みとの魅力発信課長	出沼大君		
総務部長	園部孝雄君	総務法制課長	上垣外泰之君
行政経営課長	熊田泰瑞君	人事課長	安里裕行君
財産活用課長	谷津茂男君	市民課長	渡邊徳子君
財務部長	白田敏範君	税務事務所長	川津英臣君

財務部参事兼 財政課長	梅 澤 正 樹 君	税務事務所 参事兼 市民税課長	佐々木 信 也 君
契約検査課長	鈴木 和 男 君	資産税課長	浅野 一 志 君
収 税 課 長	高 安 正 紀 君		
市民協働部長	川 上 幸 一 君	市民協働部 副 部 長	小 嶋 いつみ 君
市民協働部 技 監	太 田 達 彦 君	市民協働部 参事兼 市民生活課長	白 石 嘉 亮 君
市民協働部 参事兼 スポーツ課長	柏 直 樹 君	市民協働部 技 監 兼 体育施設整備 課 長	青 山 和 夫 君
防災・危機 管理課長	小 林 良 導 君	生活安全課長	村 沢 晶 弘 君
文化交流課長	沼 田 誠 君	新市民会館 整備課長	須 藤 文 彦 君
男女平等 参画課長	石 塚 美 也 君		
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	環境保全課長	柴 崎 美 博 君
衛生事業課長	黒 澤 純 一 郎 君	ごみ減量課長	栗 原 千 尋 君
廃棄物対策 課 長	亀 井 俊 道 君	清掃事務所長	武 田 和 馬 君
会計管理者兼 会 計 課 長	小 田 木 義 弘 君		
選挙管理委員会 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君		
監 査 委 員 事 務 局 長	和 田 隆 君	監 査 委 員 事 務 局 次 長	永 井 誠 一 君
議会事務局長	小 嶋 正 徳 君	議 会 事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君

6 事務局職員出席者

議 事 課 長	大 嶋 実 君	書 記	武 田 侑 未 子 君
---------	---------	-----	-------------

午前10時 0分 開議

○高倉委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務環境委員会を開会いたします。

議事に先立ちまして、川上交通政策課長が病気療養のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

この際、御報告いたします。本日、一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしく願いいたします。

[傍聴人入室]

○高倉委員長 それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第80号ほか3件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日は、初めに執行部に提出議案等の説明を求め、その後、質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次にお諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第80号ほか3件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高倉委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から、順次、提出議案等の説明を願います。

なお、8月26日の当委員会で請求いたしました資料につきまして、本日、執行部から提出を受けておりますので、議案の説明とあわせて説明を願います。

初めに、議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例について、執行部から説明を願います。青山技監兼体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 まず、議案書①、7ページをお開き願います。

市議会議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例につきまして、市民協働部体育施設整備課提出の議案参考資料により御説明させていただきます。

最初に、参考資料1を御覧ください。

1の都市公園条例の改正理由につきましては、東町運動公園体育館に新たな大型映像装置を設置することに伴い、利用料金の規定の改正を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、東町運動公園体育館における大型映像装置について、既存の壁面型に加え、新たに設置する4面型及び帯型の利用料金の上限額を定めるものでございます。

それぞれの利用料金につきましては、資料に記載のとおりでございます。

3の施行期日につきましては、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日でございます。

ページをお返しいただきまして、資料2、3ページには新旧対照表を、4ページには参照条文の抜粋を、また、5ページには大型映像装置を設置するメインアリーナの平面図を、6ページにはイメージパース図をそれぞれ掲載しておりますので後ほど御参照願います。

続きまして、前回の委員会におきまして資料請求をいただいております内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、都市公園につきましては、参考資料2を御覧ください。

1の令和3年4月1日現在の都市公園の開設状況等につきましては、表に記載のとおりでございます。

左の欄から、公園種別、箇所数、面積、主な都市公園の名称、有料公園施設の名称を記載しております。

ページを返していただきまして、2ページには都市公園の設置根拠法令等を掲載しております。

(2)の本市の有料公園施設につきましては、下段の別表第1のとおりでございます。

ページを返していただきまして、3ページから6ページには都市公園の一覧をそれぞれ掲載しております。

続きまして、ネーミングライツにつきましては、参考資料3を御覧ください。

1のネーミングライツの概要につきましては、ネーミングライツ（命名権）は、一般にスポーツ施設や文化施設などに、スポンサー企業の企業名等を冠した通称名を命名できる権利等を付与する代わりに、ネーミングライツを取得したスポンサー企業から、その対価を得ることによりまして、施設等の運営、管理費の軽減に資する方法でございます。

その法的な位置づけにつきましては、以下の国の見解のとおり、地方自治体とスポンサー企業との間の契約行為でございます。地方自治法第238条の4第1項により制限されております私権の設定には当たらないとされております。

2の本市におけるネーミングライツの導入状況につきましては、表の記載のとおり、現在、4か所の体育施設におきまして導入をしております。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、執行部から説明を願います。

初めに、議案について、梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の21ページをお開きください。

21ページの市議会議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）について、御説明いたします。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ19億3,158万1,000円を追加し、総額を1,213億6,348万1,000円とするとともに、第2条では継続費の追加、第3条で地方債の変更を行うものでございます。

ページを返していただきまして、22、23ページの第1表歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額等を示しております。

一般会計補正予算（第5号）の議案部分の説明は以上であります。

○高倉委員長 次に、第1表中歳出中第2款総務費について、お願いします。

渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 議案書②、6、7ページをお開き願います。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費につきましては、マイナンバーカードの交付率向上を図るため、市民センターや大型商業施設等での申請者へクオカードを配布することとして、その費用として6,000万円を補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、歳入及び第3表地方債補正について、お願いいたします。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書②の令和3年度補正予算に関する説明書の2ページをお開きください。

2ページからの歳入でございます。

まず、16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、1目総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を1億1,000万円増額するとともに、先ほど説明がありました個人番号カード関連事務費の財源として6,000万円を増額するものでございます。

2目民生費国庫補助金は、高齢者福祉施設及び介護サービス事業所の整備等に対する補助の財源として、6,800万円を措置するものでございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスのワクチン接種事務費の財源として2億5,000万円の増額をするものでございます。

5目土木費国庫補助金は、交通安全施設整備事業費、街路整備事業費、公園建設事業費、それぞれの増額に伴う財源としまして、4億180万円の増額をするものでございます。

項の合計といたしましては、8億8,980万円の増額としております。

下段の21款1項1目繰越金につきましては、補正に要する一般財源として、前年度剰余繰越金を7億158万1,000円措置しました。

ページを返していただきまして、4ページ、5ページでございます。

23款1項市債につきましては、5目土木債において交通安全施設整備事業債、街路整備事業債、公園建設事業債の補正に伴う財源として、3億4,020万円を増額するものでございます。

歳入の説明は以上でございます。

続きまして、地方債の説明をいたしますので、議案書①の24ページをお開きください。

議案書の24ページの下段の第3表地方債補正の御説明をいたします。

市債の増額補正に伴いまして、それぞれ限度額を補正するものであり、具体的には、道路橋りょう事業については、10億3,730万円から11億5,430万円に、都市計画事業につきましては、19億3,820万円から21億6,140万円にそれぞれ限度額を増額するものでございます。

市議会議案第87号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第48号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第4号））

(ただし、別表中歳出を除く)について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①、25ページをお開きください。

報告第48号 専決処分について、御説明いたします。

令和3年度水戸市一般会計補正予算(第4号)を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、26ページの別紙が専決処分した補正予算でございます。

それでは、説明いたします。

第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,560万円を追加し、総額を1,194億3,190万円としたものであります。

処分日は、令和3年6月28日でございます。

右の27ページの別表、歳入歳出予算補正に款項ごとの補正額を示しております。

内容につきましては、議案書④の令和3年度補正予算に関する説明書で御説明いたします。

議案書④、補正予算に関する説明書の2ページをお開きください。

歳入の御説明をいたします。

16款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、2目民生費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援費の財源として1億1,545万7,000円を措置したものでございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事務費の財源として1億1,000万円の増額をしました。

項の合計といたしましては、2億2,545万7,000円の増額でございます。

次に、22款諸収入、5項5目雑入につきましては、会計年度任用職員の雇用に伴い、社会保険掛金及び雇用保険掛金をそれぞれ増額するものであり、合計で14万3,000円の増額としております。

報告第48号について、総務環境委員会所管分の説明は以上でございます。

○高倉委員長 次に、報告第49号 専決処分について(水戸市手数料条例の一部を改正する条例)について、執行部から説明を願います。

梅澤参事兼財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 それでは、議案書①の29ページをお開きください。

報告第49号 専決処分について、御説明いたします。

水戸市手数料条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分したものであり、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

ページを返していただきまして、30ページが、処分した手数料条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、財政課提出資料にて御説明いたします。

報告第49号参考資料、専決処分について(水戸市手数料条例の一部を改正する条例)でございます。

1の改正理由につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる個人番号法の改正に伴いまして、個人番号カードの再交付に係る規定の整備を行ったものでござい

ます。

2の改正内容につきましては、個人番号カード再交付に係る規定の削除をしております。市の規定は削除になりましたが、条例の施行日である9月1日以降は、地方公共団体情報システム機構が発行手数料を今と同額の800円徴収することになりますので、市民の方の負担に変更があるものではございません。

3の施行期日は、令和3年9月1日でございます。

4の専決処分日は、令和3年8月2日でございます。

資料の3ページ、4ページにかけまして新旧対照表でございます。2か所の規定の削除をしております。

また、5ページは、手数料条例の参照条文を添付しておりますので、御参照ください。

説明は以上でございます。

○高倉委員長 以上で、提出議案等についての説明は全て終了いたしました。

それでは、これより順次、質疑を行います。

初めに、議案第80号 水戸市都市公園条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

大津委員。

○大津委員 何点か質問をさせていただきます。

水戸市都市公園条例の一部を改正する条例ということで、新たな大型映像装置を設置して、4面型、帯型の利用料金の上限を定めるということで、参考資料も様々6ページまでついておりますけれども、まず1点目に、この5ページの平面図の部分で、真ん中にある大型映像装置（4面型）の部分と、また左側の大型映像装置（帯型）の部分が新設ということだと思うんですが、これは下に数字が書いてありますけれども、6ページのイメージパース図でいうならば、床から大型4面型のビジョンまでの高さというのは書いてないのかなと思うので、高さはどのぐらいなんですか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの大津委員の御質問にお答えいたします。

大型映像装置の高さにつきましては、フロア面から最大で9メートル程度確保できるものと思っております。

バスケットボールの基準につきましては、7メートル以上確保するというようになっておりまして、バスケットコートの利用は特に問題はございませんので、高さについては、おおむね9メートル程度を確保してございます。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 9メートル確保されているということで、7メートルはバスケットボールで必要なですよという、今、説明でございましたけれども、イメージパース図を見るならば、Bリーグ1部昇格を決めた茨城ロボッツを想定されるような絵なのかなと思っておりますけれども、ここの施設はバスケットボール以外も行われている施設だと思っておりますので、プロ、アマ問わず、この施設に対してバスケットボール以外で想定されているスポーツ、ひいては行われているスポーツはどのようなものがあるのか、それはどうなっているのかをお答えください。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

メインアリーナの利用につきましては、バスケットボール以外に、バレーボールやバドミントン、あるいは弓道、フットサル等、多様な種目を行っております。

高さにつきましては、現在まで利用はございませんけれども、新体操が最大14メートルの確保が必要ということになっておりまして、あとはバレーボールの公式戦を行う場合、メインアリーナのセンターで行う大会につきましては、12.5メートルを確保することになっております。

このバレーコートにつきましては、大型モニターとの距離の確保が十分にできませんので、この際は大型モニターを分解収納することができるようになっておりますので、年間二、三回程度あるかと想定していませんけれども、収納する場合が出てくるかと想定しております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 まさに私はそこをちょっと聞こうと思ったところでありまして、バレーボールのVリーグが行われたりだとか、バスケットボール以外のスポーツができなくなったら大変なことだなというのが、私の心配する部分でありました。

今、年間二、三回程度という中で、イメージパース図の中のこの部分を取ったりだとか移動させたりだとか、そういったことができるんだよという説明でありますので、ちょっとほっとした部分ではあるんですけれども、万が一、どんなスポーツだかは別にして、例えば野球なんかはオーロラビジョンとかにボールが当たって壊れたりなんざりますよね。何かしらのスポーツをやったときにこの大型映像装置が壊れた場合のその責任の所在だとかという部分は、どうなりますか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

メインアリーナでの主な利用形態ですけれども、日々の市民スポーツや一般の大会、バレーボール等につきまして、あるいはフットサルにつきましても、センターコートではなくて、両側のコートを生かしながらプレーをしていただくような形態が多いかと考えております。

実際に設置をしまして、どういうスポーツでこういった現象が今後起こるかとございますけれども、仮に故意ではないと思うんですけれども、アクシデントによりぶつかってということだと思っておりますが、普通に想定しておりますのは、フットサル等の硬いボールを想定した場合には、ダメージが大きいかと考えておりますので、センターコートでフットサルをプレーする際には、取り外し、分解収納をする予定で考えております。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 それともう1点、年間二、三回移動したりだとかどうするかという部分の中で、例えばバスケットボールがメインコートでこのように行われた。次の月に、例えばバレーボールの大会があります。それを移動するのか撤去するのか、そういったことが行われるときに、その費用というのは誰が負担するのかという部分でございます。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

施設利用の一部でございますので、こちらにつきましては、市の費用、スポーツ振興協会が実際に委託業者等に委託をして、設置、撤去をすることを想定してございますので、利用者によるその分解収納の部分までの費用の負担を求めるものではございません。

○高倉委員長 大津委員。

○大津委員 この施設の整備の目的という部分であるならば、市民の方々が多目的に気軽にスポーツを楽しんでいただくということであると思っておりますので、多くの方々、多くの団体に使っていただくことが一番の目的達成につながると思っております。そういったときに年に二、三回の移動で費用もかかりますから、そういった部分の中を考えるならば、しっかりとそういった計画の下に、プロじゃないアマの方々が使うときに、今、センターコートにこれがあるから今月は使えないんですとか、そういうような状況になると、両側のコートを使うとはいっても、いろいろそういった問題点が今後、出てこないようにしてもらいたいなという部分で、私はこのイメージパース図や平面図を見る限り、そういうふうに思ったものですから、計画的に進めていただければありがたいなと思っております。

取りあえず以上です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 この大型映像装置の所有者は、どこなのか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

水戸市でございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、保証期間というのは何年なのか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 今、保証期間につきましては、電気設備で1年になっておりまして、工事に関する部分につきましては、2年の瑕疵担保が保証されてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、1年しかない。

そうして、今、大津委員の質問によって、大型映像装置が壊れる可能性があるから、ほかが使うときには取り外してやるんだと。そんなことをやってたら1回取り外すのに、高さも9メートルで大変経費がかかるんじゃないの。

私らは、素人的に考えたら、鉄骨ができてるのをぽーんとかぶせてばっと外したほうが、だってこれは電気なんだから1回取り外したりしたら、そうしたら線のもつれやなんかで映る可能性は大変微妙だよ。これだけのものを一々取り外したり、年何回やるんだか知らないけれども、そんなことをやっていたら、経費ばかりかかっちゃうんじゃないの。

それで、あくまでも水戸市の所有で、管理も水戸市なのか。何課がやるの。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

一般的な日常的な点検，管理等につきましては，指定管理者でありますスポーツ振興協会のほうで行いますけれども，それに対して大きな修理，あるいはそういった突発的なことが起これば，市の体育施設整備課のほうで対応いたします。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると，今回出された条例において，使用料は水戸市が取るということになるの。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

利用料金につきましては，当施設の指定管理者でありますスポーツ振興協会の利用料金の収入となるものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうしたら，なぜ水戸市のものなのかという疑問があるんだよね。

そのもの自体をスポーツ振興協会に移管することはできないのか。だって，水戸市は買うのは買うよ，保証はするよという形になってしまうんじゃないの。そうすると，収入は入らないの。入らなくて，ものはあるということになるの。これ，非常に微妙な問題になってくると思うんだよ。

例えば，計算上だって利用料金が1時間につき最高は2万3,000円まであるし，あとは500円もあるし，そういうことをやっていたならば，一々歳入歳出の料金を市に報告するわけでしょう，これ。そうじゃないの。だって，水戸市とスポーツ振興協会に関することなんだから，買ってこれはスポーツ振興協会に一切任せるということにならないの。

ものはあくまでも，水戸市の財産ですよと。そうすると，当然，水戸市の財産台帳には載ってくるわけだよ。耐用年数は1年ですよと。しかし，工事の保証期間は2年ですよと。これは結局，幾らなの。値段が書いていないけれども，予算も出ていないんだもん。だって我々だってこんな大型映像装置あたりでがたがた時間を費やしているほうがもったいないんですよ。

幾らなの。それで，保証期間は，1年。まず，これは幾らなの。どこに予算が入っているの。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の東町運動公園メインアリーナの大型映像装置等の設置工事につきましては，設計費等も含めまして工事費全体でおおむね1億5,000万円の予算で執行をしております。そのうち，国からの交付金が2分の1の約7,500万円，その他といたしまして，寄附金のほうを5,000万円頂いております。

残り2,500万円が市の起債と一般財源のほうでの充当となっているものでございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 これ，財産管理するのが財務部長，こんなものを一々置いておいて管理は難しくないの。これ，一切，例えばスポーツ振興協会のほうへ移管すれば，こんな騒ぎにはならないんじゃないの。

私が心配しているのは，さっき大津委員が言ったように，一々取り外したりなんかやったり，壊れたり，

そういうことになったら、一々、水戸市から財源を持ち出すことになるでしょう、これ。水戸市の財産なんだから。

スポーツ振興協会には、あくまでも貸与という形を取るのかな。だから、その辺、何でこんなに難しく考えて、何かあったら一々取り外しますよなんて、ここの電球だって一々取り外すのは電気屋が来てやらなきゃならない、お金のかかる話で。スポーツ振興協会が管理していたって、9メートルのやつを一々やっただって、そこら辺の行政課題というのは、我々側からすれば、これはスポーツ振興協会が管理するんだからスポーツ振興協会にやれば。極端なことを言えば、7,500万円と5,000万円で市が出すのは2,500万円ということなんだから。

この大型映像装置に対して、2,500万円、スポーツ振興協会に寄附しちゃって経費として渡しちゃって、そのほうが簡単なんじゃないの。それで、なぜそれを言うかということ、水戸市の財産台帳に載せたり、それから、水戸市の財産であれば維持費、保証、またメンテナンス、そういうのを出すことになるわけですよ。

だから、そこら辺の処理の仕方はどうなっているの、これ。

○高倉委員長 今、施設についての管理であるとか、そこら辺の責任の部分の、市の部分と指定管理者の部分と、ちょっと整理してお願いします。

〔「いいんだよ。あとで寄附しますでもいいんだよ、俺は、認めるから。

そのほうが水戸市の責任がないというの。一々これやっていたら」と

発言する者あり〕

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の大型映像装置につきましても、既存の映像装置、あるいはケーズデンキスタジアム水戸のほうにも大型映像装置のほうを設置してございますけれども、施設につきましては、体育館、アリーナと同じように一体的な施設ということで管理をしていただいております、財産的には水戸市の財産でございます、一般的な点検、維持管理につきましては、スポーツ振興協会での管理をしていただくようになります。

また、耐用年数が過ぎたときの大きな修繕工事、あるいは入替え、新設の修繕、改修工事等につきましては、水戸市のほうで対応していくことになるかと考えております。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 なぜ私が言うかということ、私が監査委員をやって何回も財産目録を見たり、それを点検して注意事項を与えたりしているんだよ。要するに、財産でも市有財産の場合には、市民の大衆の目的に沿ったものである。これは、施設の一部だから財産目録に載せたって。それを、一々幾らかかったよ、幾らかかるよとやっていたって、しょうがない話なんじゃないかと思うんだよね。

だから、大津委員が言っていたから、これを買うことは議会が認めても、そのままスポーツ振興協会に移管できないの。これは、あくまでも水戸市の財産目録として財産台帳に載せなきゃならないの。

だって、これは、永久構築物であったり、永久に水戸市の財産管理の台帳に載せたり、そういうことまでする必要はないと思うんだ。だって、壊れたりなんかしてメンテナンスをやったりなんかしたら、かえって、

あることによって手間暇がかかるし。そうしたら、財産目録、財産台帳というのは、その時期その時期において資産台帳ですから、これが今幾らの価値があるか、資産の見直しをしなければならぬし、そういう消耗品費だから、我々から言わせれば。償却していくものだから。

それを我々、一々議会にかけてまとめてそれをやるということは、業務の煩雑じゃないかと、こう思うんですけども、その辺はどうなの、財務部長。

○高倉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 体育施設の財産の在り方でございますが、指定管理者制度を取っております。

ですので、今回、新しく設置する料金のみを御提案しておりますが、東町運動公園というのは体育館そのもの、あとはそこにあるもろもろのバスケットボールコートであるとか、いろんな競技種目の設備は全て水戸市の財産でございます。

後追いで1億5,000万円のこの装置を設置しましたが、他のものと同様に一括で市の財産としておりまして、そして、施設の使用料、他の設備もですが、指定管理者であるスポーツ振興協会の歳入にしておりまして、差額を、水戸市は管理委託料等を払うという、全体の管理費から体育施設の使用料を除いた分を管理委託料として契約しておりますので、これも同様に扱いたいと考えております。

〔「映像装置の収入は、ここから除くことになるんですよ」と呼ぶ者あり〕

○梅澤財務部参事兼財政課長 東町の体育施設の管理費からこの収入は除いて管理委託料をお支払いすることになりますので、水戸市にとって歳入面での損得というのはない指定管理者制度になっております。

○福島委員 水戸市には入らないのか。

○梅澤財務部参事兼財政課長 相殺して、お支払いする。

○福島委員 管理費と。

○梅澤財務部参事兼財政課長 はい。

○高倉委員長 ほかにございますか。

田中委員。

○田中委員 大型映像装置の4面型、帯型を設置するに当たっての料金設定ということなんですけれども、アマチュアとそれ以外、いわゆるプロスポーツで料金区分が変わっておりますが、今後、設置後どれくらい使われるだろうというような予測はされているのでしょうか。アマチュア、それ以外。そういうのがあればちょっとお聞かせ願いたいです。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの田中委員の御質問にお答えいたします。

大型映像装置につきましては、令和元年度の実績ではございますけれども、既存の大型映像装置についてプロスポーツの利用が23件、その他のイベント等での利用が11件となっております。

今回の大型映像装置を追加することによって、これらの利用の頻度が上がるということは想定しておりますけれども、具体的な数字につきましては、まだ想定してございません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 コロナ禍で使用制限というのは別の問題として、普通に使えるようになった場合に、どれくらい使えるのかなと思ってちょっとお聞きしたのですが。というのは、この映像装置があってもそれを、例えば、バスケットボールの試合中、要するに、どういうふうに映すかというのが分からなければ、使われないと思うんです。

シュートする瞬間の選手を追いかけているカメラがあるのかなとか、あるいは帯型のところには何が映るのか分からないんですが、例えば、スポンサーのロゴが映るとか、いろんなパターンがあると思うんですけども。そういう裏方というのか、表に出て撮影しているのか、とにかくそういう関係はどういうふうに、全てその事業主次第というところなんでしょうか、その辺、ちょっと聞きたいです。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、4面型の大型映像装置の利用形態につきましては、プロスポーツ関係では、試合中の演出、ライブの上映と出場選手や成績の表示を同一画面に表示することができたり、また、ハーフタイムの演出では、出演のゲストのパフォーマンスを場内カメラで撮影し、その様子を迫力ある大型映像にすることで、観覧者の皆様に楽しんでいただけるような場が創出できるものと考えております。

帯型の映像装置につきましては、スポンサー企業の広告や施設管理者からの告知など、企画にあわせたイメージを表示する予定でございます。

また、プロスポーツ以外の利用につきましては、成人式、あるいは卒業式等の各種市民イベントにおけるビデオメッセージの上映、あるいは音楽ゲーム配信等のライブイベントにおける出演者やイベント内容の上映、あるいはスポーツ競技やコンサートのパブリックビューイング等が可能となってくるものと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、例えばカメラの切替えとか、ここを今映せとか、つまり一定のスタッフがいないと動かないですね。そういう別室が何かブースがあって、現場で撮っている人達とやり取りをしていく、そういうイメージをすればいいんでしょうか。

プロならそういうスタッフも結構いると思うんですけども、アマチュアだとそうでもないかなとか思ったりもするので、せっかく造ったんですから効果的に使われることは望みますけれども、そういう関係がちゃんとできているのかどうかと思ったので、もう一度お答えいただけますか。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 大型映像装置につきましては、ただいま、委員の御質問のとおり、プロスポーツの興行関係につきましては、多機能の映像を使用するものですから、実際の運用の別の会社やそれに熟知した技術者が担当してございます。

また、多機能ではない一般的な利用につきましては、今、アダストリアみとアリーナのほうに水戸市スポーツ振興協会が委託している委託業者の企業の者が常時配置されておりますので、その者からの指導等を受けることが可能となっております。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号 令和3年度……

〔「ちょっと待って、この都市公園の資料で質問があるんだよ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 議案第80号のうちの都市公園について、資料が出ました。

一番上は、七軒町などの児童公園と近隣公園と地区公園、総合公園、運動公園と、こうあります。都市計画法において、この都市公園の管理の所管は全て違うと思うんですよ。

例えば、総合公園では、一番右側より、テニスコートといろいろ。それから運動公園としては、下に青柳公園、総合運動公園。これの全部の都市計画法上の管理はどこがやっているの。全部、違うんでしょう、これ。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

まず、総合公園及び運動公園につきましては、表に記載のとおり、青柳公園、総合運動公園、東町運動公園につきましては、水戸市の体育施設整備課のほうで管理をしてございます。

また、総合公園の千波公園につきましては、その一部のテニスコートの部分を体育施設整備課のほうで管理をしまして、その他の部分につきましては、都市計画部の公園緑地課のほうで管理をしてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、この都市公園に対する管理費とか使用料というのはどうなっているの。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

本日提出してございます参考資料2の2ページをお開き願います。

こちら2ページの下表のほうに、有料公園施設について記載してございますけれども、この別表第1に記載してございます植物公園の植物園を除く施設につきましては、体育施設整備課のほうで管理をしてございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 私が聞きたいのは、例えばこの3ページ、街区（児童）公園、これらについて、今年なんか特に雨がなくて、今、草が生えたり樹木が伸びたりしているわけです。

こういう維持管理は、どこでやっているの。

○高倉委員長 青山体育施設整備課長。

○青山市民協働部技監兼体育施設整備課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

一般的な児童公園や近隣公園につきましては、市の都市計画部の公園緑地課のほうで管理してございます。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 今、一番お金がかかるのは、こういう都市公園とか植物園とかいろいろ樹木の剪定だと思うんですよ。

そういうのが、全体的にどのぐらいかかっているんだというのを、この3ページ、4ページ、5ページ、6ページまでありますが、全部で大変な金額になるんじゃないかと、こう思うんですが、その辺を次回でいいですから、ある程度、まとめて出してください。

〔「所管外ですけれども、その費用だけをこちらで説明…」と呼ぶ者あり〕

○**福島委員** いや、所管外といたって、今回出てきたというのは総務環境委員会に関わるものだし、お金の出し入れは財政課のほうがやっているから、所管は総務環境委員会にあるわけですよ。

だから、私が指摘したいのは、その公園管理において少しでも児童公園等や何かというのは、その地域でやっているから、ボランティア活動で管理をしてもらったり、それだけ少しでも無駄な金が出ないようにということを聞きたいわけ。

〔「その費用総額を」と呼ぶ者あり〕

○**福島委員** そうそう。だから、例えば公園にしても都市公園とか児童公園とか、いろいろ法的に全部違うわけですよ。

それぞれの課題が多分あるんじゃないかと。要するに、議会としては少しでも無駄な金が出ないように有効活用できるように、それを聞きたいわけ。

〔「歳出については、論議はちょっとこちらではできないと思うんですが、その費用の相対的な部分というのはお示しすることは可能です」と呼ぶ者あり〕

○**高倉委員長** 梅澤財政課長。

○**梅澤財務部参事兼財政課長** ただいまのお話にありました公園管理費でございますが、今回、都市公園条例として条例改正の御提案をしております。

都市公園につきましては、ただいま御指摘があった一般的な公園というものと、運動公園と総合公園の一部のテニスコートというものを、体育施設整備課で所管し、スポーツ振興協会が体育施設として管理をしております。

その他の公園につきましては、公園緑地課が公園協会に管理委託を行っておりますので、歳出というのは委託料という形で、公園緑地課が公園協会に管理費をお支払いしているというのが現状でございます。

○**高倉委員長** 福島委員。

○**福島委員** 例えば運動公園とかそれは、スポーツ振興協会が管理しているわけですよ。

だけれども、一番私が指摘したい点は、この運動公園とか、それから各町内にある児童公園、これは全て樹木があるわけですよ。この樹木の管理費というのは、莫大なお金なわけなんです。だから、そこら辺は、我々が財政の基本である収入から歳出、そういう面においては、では極端なことを言うと、今回の都市公園法は、何で総務環境委員会にかかったのか。当然、これは常識で言えば建設企業委員会でいいわけでしょう。

だからそれは、全部、お金に関わる課題は、総務環境委員会にある程度関係があるんだから、無駄なお金を出さないで少しでも市民のために有効活用していただきたいということを言っているのだから、私は、一々あの公園がどうだ、ここの公園がどうだと、そういう小さいことを言っているわけではないんです。

全体的に、都市公園の児童公園、それから千波湖、偕楽園。要するに、一般的に水戸市でやっていけば、

公園協会。それから、スポーツ施設や何かには、スポーツ振興協会。それから、児童公園、あれは各町内会とかいろいろ。

多岐にわたる公園の管理費というものが、水戸市から財政支出をしているわけです。だから、そういうものに対して全体を把握できるのは総務環境委員会しかないんです。だから、その辺を、これはなかなか簡単じゃないですよ、難しいですよ。けれども、難しいからこそ無駄なお金は何億円、何十億円とこれは出ちゃうわけだから。そこら辺が、有効活用されているのかということを知っているんです。

だから、皆さんが言うように、では何で都市公園の分は総務環境委員会に出てくるんだと。そうでしょう。だから、それだって、ここに関わる問題点はあるわけだから。

だから、いいだって。慌てないで。次回だって来月だって。ある程度トータルでまとめればいいんだよ。

○高倉委員長 それでは、ちょっと資料につきましては後ほど正副委員長で調整をさせていただいてということで、よろしいでしょうか。

○福島委員 終わってからでいいよ、この議会が終わってからで。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

〔「ちょっと待って、まだ」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 このネーミングライツの問題。

これを今回出してもらったんだけど、なぜ質問を提起したかという、これは千波湖、偕楽園まで売っちゃうという話が出たから。

やっぱり今までネーミングライツというのは、今、ケーズデンキスタジアム水戸、ノーブルホームスタジアム水戸も、アダストリアみとアリーナも、リリーアリーナMITOも、建物ですよ、建てたもの。

だけれども、千波湖、偕楽園というのは、歴史的にもう300年、500年あった世界一の歴史遺産です。

日本全国でも、この三名園や歴史的遺産、それから自然のものというのは、ネーミングライツをやっているところはないんですよ。

ですから、聞きたいんだけど、そのネーミングライツで千波湖、偕楽園を売っちゃうのかと、言い方は悪いけれども。これは私は許すことはできない。

だから、そういうものはどうなんだということを聞きたい。

○高倉委員長 熊田行政経営課長。

○熊田行政経営課長 ただいまの福島委員の御質問にお答えいたします。

ネーミングライツの件でございます。全般についての御質問ですので、行政経営課のほうでお答えさせていただきます。

これまで、市におきましては、ケーズデンキスタジアム水戸をはじめ、個別施設について各所管課の判断の下でネーミングライツの導入のほうを進めてまいりました。

ただ、委員御指摘のとおり、やはり歴史的ないわれがあるものとかそういったものについては、このネーミングライツを導入することによって、やはり市民の方が大変混乱する、あるいは困惑をされるということ

もあります。

そういったものについて、やはりネーミングライツを導入していいのかどうかという、やはりこれはきちんと整理をしなければならないということを考えてございまして、こういった部分については、市として統一したルール、やはりこういった施設については、ネーミングライツの導入を避けるべきだろうと、統一的なルールを考えなければいけないと考えてございまして、そういった部分を今後整理してまいりたいと考えてございます。

○高倉委員長 よろしいですか。

ないようですので、議案第80号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、議案第87号 令和3年度水戸市一般会計補正予算（第5号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第4款、第7款、第8款及び第10款並びに第2表継続費補正を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 議案書②の7ページ、先ほど御説明をいただいた戸籍住民基本台帳経費の中で、マイナンバーカードの出張申請で見た方に2,000円のクオカードを配るというものですが、この出張申請というのは、具体的にどういうことをどこでやるのかということをお示しいただきたいのと、それから、現在の取得数や取得率についてもあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、具体的にどういうふうにするのかという御質問でございますけれども、まず、市民の方に市民センターのほうに来ていただきまして、市の職員が市民センターまで出張しまして、マイナンバーカードの交付申請の受付を行います。

おおむね1か月半後になりますけれども、カードが出来上がりますので、出来上がりましたカードを持って、再度、市民センターのほうにお伺いいたします。そのときにカードをお渡しするというような形になっております。

どこでということでございますが、今のところ、全市民センターで実施いたします。そのほかに、大型商業施設ですとか、企業のほうと今、連絡、調整を進めているところでございます。

取得率についてですけれども、8月31日現在になりますけれども、人口に占める交付割合といたしましては、37.2%になっております。

以上になります。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 この間、国は、マイナポイント5,000円分とか、ありとあらゆるいろんな宣伝がされてやってきたんですが、いまだに37%ということは、今回、3万件分の予算だと思うんですが、そうすると10万人ちょっとですか。

ですから、これ、仮に3万人増えたとしても、13万人ぐらいかなと思うんですよね、市民の半分。ということで、私どもは、そもそもこういういろんな情報を集約したマイナンバー制度そのものに反対してきた

んですけれども、これまでやってきた割には低いというふうに私は思いますが、その辺の評価はどう捉えていらっしゃるのかというのをお聞かせいただけますか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

評価といたしましては、国のほうで5,000マイナポイント等がございますと、やはり取得率のほうが上がりますけれども、ただ、いまだにそうでない時期、今のような時期ですとかなり低い状況にありますので、普及させるためにはもっといろいろな手法、方策が必要かなと考えていたところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 全国どこでも自治体に全額繰入れ、いろんな形でやっていること自体、やめるべきじゃないかなということは意見として申し上げておきたいと思います。

もう一つ、いいですか。歳入のほうで……

〔「ちょっと待って、これに対して」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、クオカードを6,000万円分配するというんだけど、これは、1人当たりの金額は幾らなんですか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 2,000円のクオカードになります。

○福島委員 そうすると、何人ですか。

○渡邊市民課長 3万人です。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、このお金は国から来たお金なの。

他市でも、このようにやっているということで理解していいんですか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 全額、国からの補助金になっておりまして、他市町村なんですけれども、今回、水戸市で補正をするに当たりまして、ほかの市町村に聞きましたところ、まだやらないよというところとか、検討中というところが県内の市町村でもございました。

○高倉委員長 福島委員。

○福島委員 そうすると、これには高額所得者にも等しく平等に誰にでもあげるということなんですか。

これに対しては、控えは取るんですか、領収証みたいな、クオカードを配ったよというのは。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 領収証のほうは取りませんが、ただ申請受付をした方になりますので、その方のデータというのは、こちら市民課で控えとして持っておりますので、全て分かる形になっております。

受付をした方は、高額所得者であろうとそうでなかろうと、それは一律2,000円は変わらないです。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 すみません。歳入なんですけど、3ページに交通安全施設整備事業費補助金関係が出ておりまし

て、歳出は所管外なんですが、通学路の工事費と、いわゆる泉町1丁目の上空通路が混ざっているのかなと思うんですが、その上空通路部分の歳入の部分をちょっと説明いただきたいと思うんですが、お願いします。

あわせて、議案書①のほうの24ページの地方債補正も道路橋りょう事業でそこが出てくるのかなというふうに思うので、あわせて御説明いただけますか。

○高倉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えします。

まず、歳出でございますが、議案書②の10ページ、11ページでございます。

今回補正したのは、8款2項4目の交通安全施設整備費に2億8,000万円の補正をしております。この2億8,000万円のうち、上空通路分としましては2億6,000万円、2,000万円は工事費となっておりますが、これは通学路の工事費になっております。

2ページ、3ページを御覧ください。

交通安全施設整備事業費補助金として、1億3,000万円を補正しております。

上空通路の2億6,000万円の事業費の2分の1の国庫補助を見込んでおります。通学路のほうは、国補はなく、単独事業でございます。

また、4ページ、5ページが市債でございます。

市債の発行も上空通路のみでして、2億6,000万円の事業費から1億3,000万円を引いた、半分ですので、1億3,000万円掛ける90%を交通安全施設整備事業債として、1億1,700万円の市債を発行しております。

まとめますと、2億6,000万円の事業費に対しまして、1億3,000万円の国補、1億1,700万円の市債の発行で、上空通路の整備費の財源としているところでございます。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 どうしても、歳出に関わっちゃうので質問が難しいんですけども、いわゆる歩道橋扱いですと、通常ベースですと全部国道の上なので国が出すと。だけれども、今回は、幅も広げるし斜めに架けるので長さも増えると。要するに、グレードが上がる部分は市の負担をいただきますよと、そういう説明が特別委員会ではあったんですけども、総額も、もっとかかる。いわゆる継続費ですと、3億2,900万円、2か年となっていますけれども、そうじゃなくて、もっとかかるという説明だったと思うんです。

しかし、そのもっとかかる部分以内であっても市の負担が結構あることになっているのは、どういう理屈なのかなと。言っている意味が分かりますか。

国補助の根拠としては、非常に絞られているというふうに私は思っているんですが、その辺、もう一度御説明いただけますか。

○高倉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

この上空通路の整備費として、市の予算は2年間で3億2,900万円を継続費として予算計上しております。

これは全部、国にお支払いする市のお金でございまして、これに対する2分の1は国庫補助を見込んでい

ると。御質問がありました総額としましては、国は5億4,000万円の事業費を想定して、水戸市の負担として3億2,900万円を応分の負担として支払う内容になっております。そして、それに対する国補が、またあるという形になっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 説明は分かったんですが、市民会館に関わる、いわば京成百貨店のためともいえるような上空通路については認めることはできませんので、その点は意見として申し上げておきたいと思います。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

ないようですので、議案第87号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第48号 専決処分について（令和3年度水戸市一般会計補正予算（第4号））（ただし、別表中歳出を除く）について、質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第48号についての質疑を終わらせていただきます。

次に、報告第49号 専決処分について（水戸市手数料条例の一部を改正する条例）について、質疑のある方は発言を願います。

田中委員。

○田中委員 こちら、マイナンバーカードの再発行手数料の規定の削除なんですけれども、削除はするが市民の負担800円は変わらないという分かりづらい改正なんですけれども、そもそもこの再発行というのは、これまでどれくらいあったのか。まず、お聞かせいただけますか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

昨年の再発行件数につきましては273件になっております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それは増えているんでしょうか。

例えば、一昨年と比べてどうなっているかということというのと、どういう件数になりますか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 令和元年度につきましては147件でしたので、交付率も上がっておりますので、再発行の件数は増えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 そうすると、カードをなくしちゃうわけですよね。なくしちゃうリスクというのも、カードそのものの是非とも絡んだ議論でよくあったと思うのですが、その場合は、要するに、前のものはどうなるんですか。なくなって終わりですか。無効化するとか、何かそういうことはするんですか。要するに同じものが2つできるわけだから、そういう情報管理上、その人にとってはリスクなんじゃないかと思うんですけれども、その点はどうなんでしょうか。

○高倉委員長 再発行前のものが使われたりするような、そういうリスクがないのか、渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 再発行するという事は、そもそも前のカードがないということですので、その申請をす

るときに、前のカードをなくしちゃいましたよと言われましたらば、こちらのほうでデータ上の処理はしますので、前のカードを使われるということはないと考えております。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 今、マイナンバーカードを使用する場合は、住民票だとか印鑑登録だとかが使用頻度としては高いのかなとは思いますが、言ってみれば、あんまり使うことがないから普段は持ち歩いていないと。したがって、しまったままどこかに行っちゃうとか、そういうことも多いのかなと思うんですが、その辺は、特別、どういう理由かというところまでは把握されていないんですか。

○高倉委員長 渡邊市民課長。

○渡邊市民課長 理由については把握しておりません。

○高倉委員長 田中委員。

○田中委員 それで、今後、先ほどのクオカードじゃないですけども、取得勸奨を一生懸命やれば、その分なくす人も増えていっちゃうんじゃないかなという懸念を私は持ったところでございます。

あわせて、これはJ-LIS、地方公共団体情報システム機構が、今回、発行主体として位置づけられるということで、手数料の徴収はJ-LISがすることになったという理屈で、この水戸市の条例から削除するんですけども、結局、徴収するのは水戸市ですよ。

そうすると、お金は何が変わるのかと。つまり、今までは水戸市の歳入になって機構に交付していたのかなと思うんですけども、今回は、市の歳入にはしない、歳入歳出外現金ということになるのかなと思うんですけども、つまり、預かって払うみたいなことになるんですか。

要するに、手間は水戸市が全部やられているのに、全然手間賃を取らないという、これまでもそうだったでしょうけれども、何かそこが積然としないんですけども、その点の今回の改正の意味を含めて説明をいただきたいなと思います。

○高倉委員長 梅澤財政課長。

○梅澤財務部参事兼財政課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

9月1日以前は、水戸市が再発行の主体となってマイナンバーカードの再発行手数料を市民の方から800円頂いております。そして、カードの作成費として、機構に800円のお支払いをしておりました。歳入歳出の予算を通した計上でございましたが、9月1日からは国の法律改正でございますが、機構が発行の主体となります。このため、再発行する料金というのは機構が頂くわけですが、お渡しするのは水戸市のお仕事ですので、料金というのは、やはり窓口で頂いて、水戸市は、委託を受けて800円を頂きまして、歳計外現金で現金を管理いたしまして、機構に800円をお支払いするという流れになります。

このため、窓口でお支払いする市民の方は、再交付で800円がかかるんだということは同じものであります。

なお、マイナンバーカードにつきましては、発行等に係る事務費について、もう既に国から補助金が来ておりますので、そういった窓口で携わる会計年度任用職員の給料等は補助金で賄われているという現状がございます。

○高倉委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高倉委員長 ないようですので、報告第49号についての質疑を終わらせていただきます。

以上をもちまして、質疑は全て終了いたしました。

本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会いたしますので、御承知おきを願います。

それでは、以上をもちまして、本日の総務環境委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時16分 散会